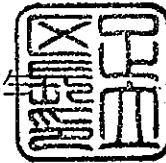


平成30年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、平成29年度に締結する公契約条例適用契約等における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

平成30年2月1日

足立区長 近藤 弥生



- 1 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する契約に係る労働報酬下限額
(1) 職種別労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2, 543
2	普通作業員	2, 217
3	軽作業員	1, 587
4	造園工	2, 262
5	法面工	2, 892
6	とび工	2, 915
7	石工	2, 903
8	ブロック工	2, 690
9	電工	2, 667
10	鉄筋工	2, 937
11	鉄骨工	2, 745
12	塗装工	3, 015
13	溶接工	3, 230
14	運転手（特殊）	2, 498
15	運転手（一般）	2, 070
16	潜かん工	3, 207
17	潜かん世話役	3, 792
18	さく岩工	3, 038
19	トンネル特殊工	2, 993
20	トンネル作業員	2, 600
21	トンネル世話役	3, 420
22	橋りょう特殊工	3, 207
23	橋りょう塗装工	3, 330
24	橋りょう世話役	3, 668
25	土木一般世話役	2, 622
26	高級船員	3, 105

NO.	職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	2,453
28	潜水士	4,377
29	潜水連絡員	3,015
30	潜水送気員	2,993
31	山林砂防工	2,870
32	軌道工	4,815
33	型わく工	2,780
34	大工	2,735
35	左官	2,948
36	配管工	2,352
37	はつり工	2,678
38	防水工	3,195
39	板金工	2,970
40	タイル工	2,430
41	サッシ工	2,735
42	屋根ふき工	1,764
43	内装工	2,948
44	ガラス工	2,655
45	建具工	2,600
46	ダクト工	2,330
47	保温工	2,363
48	建築ブロック工	2,510
49	設備機械工	2,397
50	交通誘導員A	1,565
51	交通誘導員B	1,350

※ただし、平成29年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

- (2) (1)のうち、労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者の労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	1,191
---------	-------

※ただし、平成29年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

- 2 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する契約に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	1,000
---------	-------

※平成29年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した契約に係る労働報酬下限額については、958円とする。

3 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	有資格者の保育士	1,100
2	有資格者の保育士以外の職種	1,000

※平成29年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、958円とする。